

阿見町福祉避難所運営マニュアル

令和5年3月

阿 見 町

◆◇◆目次◆◇◆

はじめに	1
------	---

- 1 福祉避難所の意義と目的
 - 1.1 福祉避難所の定義と受入対象
 - 1.1.1 福祉避難所とは
 - 1.1.2 要配慮者とは
 - 1.1.3 福祉避難所の受入対象となる者

第1章 平時における取り組み	2
----------------	---

- 1 指定福祉避難所の受入対象となる者の把握 2
 - 1.1 福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握
 - 1.2 指定福祉避難所の受入対象となる者の現況等の把握
- 2 指定福祉避難所の指定及び公示，周知 3
 - 2.1 指定福祉避難所の指定
 - 2.1.1 指定福祉避難所の指定及び公示
 - 2.1.2 指定福祉避難所の周知徹底
 - 2.1.3 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整
- 3 指定福祉避難所の整備 4
 - 3.1 指定福祉避難所の施設整備
- 4 物資・器材，人材，移送手段の確保 5
 - 4.1 物資・器材の確保
 - 4.2 支援人材の確保
 - 4.3 移送手段の確保
- 5 社会福祉施設，医療機関等との連携 7
 - 5.1 指定福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化
 - 5.2 緊急入所等への対応
- 6 指定福祉避難所の運営体制の事前整備 7
 - 6.1 災害時要配慮者支援班の事前設置等
 - 6.2 指定福祉避難所の運営体制の事前整備

7	指定福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成，訓練の実施	8
7.1	設置・運営マニュアルの作成，訓練等の実施	
7.2	指定福祉避難所のルール等の普及啓発	

第2章 災害時における取組み	9
-----------------------	----------

1	指定福祉避難所の開設	9
1.1	指定福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ	
1.2	指定福祉避難所の開設手順	
1.3	指定福祉避難所の開設期間	
2	指定福祉避難所の運営体制の整備	11
2.1	指定福祉避難所担当職員の派遣	
2.2	指定福祉避難所の運営体制の整備，活動支援	
3	指定福祉避難所における要配慮者への支援	12
3.1	指定福祉避難所の避難者名簿の作成・管理	
3.2	指定福祉避難所における支援の提供	
3.2.1	必要な物資の確保と提供	
3.2.2	物資の管理	
3.2.3	トイレに関する対応	
3.2.4	ごみに関する対応	
3.2.5	防疫に関する対応	
3.2.6	避難施設内の清掃・整理整頓	
3.2.7	電話の問い合わせや避難者の呼出し	
3.2.8	生活情報の提供	
3.2.9	福祉サービスの提供	
3.2.10	相談窓口の設置	
3.2.11	その他支援の具体例	
3.3	緊急入所等の実施	
4	指定福祉避難所の解消	15
4.1	指定福祉避難所の統廃合，解消	

第3章 協定等による福祉避難所等の活用	16
----------------------------	-----------

1	協定等による福祉避難所等の活用	16
---	-----------------	----

1.1 協定等による福祉避難所の活用

1.2 一般の避難所内における要配慮者スペースの設置

様式集	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15～20
要配慮者トリアージ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
様式1 福祉避難所要支援者名簿	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
様式2 健康相談票	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
様式3 福祉避難所状況報告書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
様式4 物資等要請書	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
様式5 物資管理簿	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

はじめに

町では、大地震や風水害などの災害が発生し、「住居を失った」「被害を受けるおそれがある」など、避難を必要とする人を受け入れるための避難所を指定しています。

特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等は、一般避難所では生活に支障を来す場合があることから、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要がありますが、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で、長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、復旧・復興に向けての生活再建フェーズへの移行に困難を生じているケースも見られます。

こうしたことを踏まえ、本マニュアルは、「阿見町地域防災計画（平成26年3月）」及び「阿見町避難所運営マニュアル（平成26年9月）」に基づき、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府：平成28年4月）」を参考に平成29年1月に作成したものを、令和3年5月の内閣府が行った指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則及び、福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定を踏まえ、改正したものです。

1 福祉避難所の意義と目的

1.1 福祉避難所の定義と受入対象

1.1.1 福祉避難所とは

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、以下のように規定されています。

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

災害対策基本法第49条の7において、市町村長は、指定避難所を指定したときは、法第49条の4の準用により公示することとしています。指定避難所の公示については、災害対策基本法施行規則（第1条の7の2）において、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設を「指定一般避難所」、同条第1号から第5号までに定める基準に適合する施設を「指定福祉避難所」として公示することとなります（令和3年災害対策基本法施行規則改正）。

なお、広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれ、指定福祉避難所の基準に適合するものは、指定福祉避難所として指定し、公示することが望ましいとされています。

また、指定福祉避難所の基準は満たしていないが、要配慮者のために何らかの配慮が

されているスペースとして、一般避難所における要配慮者スペース（思いやりルーム）があります。

1.1.2 要配慮者とは

福祉避難所の受入対象者として想定されているのは、法律上「要配慮者」ということになります。要配慮者は、「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）と定義されています。よって、福祉避難所の事前指定やその準備は、これらの人々を受入対象として備えておく必要があります。「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケア（※）を必要とする者等が想定されます。

※医療的ケア：人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な者をいいます。

1.1.3 福祉避難所の受入対象となる者

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族までとなります。

なお、災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については、在宅での避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的に入所（緊急入所）等が考えられます。

第1章 平時における取組み

1 指定福祉避難所の受入対象となる者の把握

1.1 福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握

指定福祉避難所の受入対象となる者としては、①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）、②知的障害者、③精神障害者、④高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯等）、⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、医療的ケアを必要とする者、⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者、が考えられます。

上記のうち、既存統計や避難行動要支援者名簿、個別避難計画等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用します。また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報や、障害者団体及び難病・小児慢性特定疾病患者団体からの情報についても活用し、把握します。

1.2 指定福祉避難所の受入対象となる者の現況等の把握

上記の①身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）、②知的障害者、③

精神障害者，④高齢者（一人暮らし，高齢者のみ世帯等），⑤人工呼吸器，酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者，医療的ケアを必要とする者については，保健・福祉部局が保有する情報を活用して調査を行います。

把握する情報は，①住所，②氏名，③身体の状態，④家族構成（同居の有無を含む），⑤介助者の状況（昼間・夜間），⑥緊急時の連絡先，⑦本人の居室の場所，を基本とし，その他の項目（必要な医療的ケアやそれに伴う電源の確保，衛生用品等を含む）については必要な受入対象者に応じて調査を実施します。

把握した情報はデータベースとして整備しておき，最新の情報を保持するために，定期的に登録情報の確認・更新を行います。

2 指定福祉避難所の指定及び公示，周知

2.1 指定福祉避難所の指定

2.1.1 指定福祉避難所の指定及び公示

町は，要支援者が一般避難所では生活環境が確保できない等の場合に備え，要支援者を受け入れる施設として，地域防災計画において福祉避難所を指定し，その名称，所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示します。（令和3年施行規則改正）

福祉避難所が指定避難所として公示されると，受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見を踏まえ，町は，指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し，指定の際に公示することができます。

また，受入対象者を変更した場合は，適切に周知する観点から改めて公示することになります。

阿見町指定避難所一覧

名称	住所	受入対象者	備考
総合保健福祉会館 (さわやかセンター)	阿見4671-1	妊産婦、乳幼児、児童、高齢者、障害者	家族を含む
阿見翔裕園 (特別養護老人ホーム)	阿見5137	要介護者、高齢者	家族を含む
阿見こなん (特別養護老人ホーム)	南平台1丁目33-10	要介護者、高齢者	家族を含む
ケアセンター阿見 (介護老人保健施設)	若栗2957-4	要介護者、高齢者	家族を含む
スーベリア360 (介護老人保健施設)	荒川本郷2033-508	要介護者、高齢者	家族を含む
あみまちの拠点 くら・ら (障害者支援施設)	実穀1544-1	障害者、要介護者、高齢者	家族を含む

2.1.2 指定福祉避難所の周知徹底

町は、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報を広く住民に周知します。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図ります。

特に、受入対象者を特定して公示する場合、個別避難計画の作成過程を通じて受入対象者とその家族に十分に周知するとともに、広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図ります。

さらに、指定福祉避難所の設置等について、要配慮者が適切な施設等に避難できるよう、公示に加え、広報活動（指定福祉避難所の受入対象者や避難可能人数等の情報について、ウェブサイトやSNS等も活用して広く周知）や訓練を通して広く住民（要配慮者、家族、周囲の支援者など）にも周知を図り、理解と協力を求めます。

また、指定福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、指定一般避難所等で生活可能な避難者に対しては、受入対象としない旨についてあらかじめ周知しておく必要があります。

2.1.3 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整

町は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行います。

ただし、町が希望する要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペース（思いやりルーム）を設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も必要となる場合があります。

3 指定福祉避難所の整備

3.1 指定福祉避難所の施設整備

町は、施設管理者と連携し、当該施設が指定福祉避難所として機能し、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するための必要な施設整備を行います。

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保
- ・ 冷暖房設備の整備
- ・ 非常用発電機の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
- ・ その他必要と考えられる施設整備

4 物資・器材，人材，移送手段の確保

4.1 物資・器材の確保

町は、福祉避難所の施設管理者と連携し、必要な生活用品、物資、器材の備蓄に努めるとともに、民間事業者等との物資調達に関する協定を締結するなど、公的備蓄の確保に努めます。

なお、備蓄・調達品目は、要支援者や食物アレルギー等に配慮するものとします。また、町は、日頃から町民（要支援者を含む。）においても災害に備え、必要な備蓄を行うよう周知を図ります。

【物資・器材の例】

- ・ 飲料水，要配慮者に適した食料，毛布，タオル，下着（生理用ショーツを含む），衣類，電池
- ・ 紙おむつ，生理用品，ベッド，パーティション，車いす
- ・ 車いす，歩行器・歩行補助杖，簡易スロープ，洋式トイレ（ポータブルタイプ含）
- ・ 老眼鏡・拡大鏡，点字器，補聴器，筆談具（メモ用紙、筆），掲示板
- ・ ホワイトボード，消毒薬，ストーマ用装具，気管孔エプロン

【物資・機材別に分けた対象者の例】

物資・器材名	主な対象者
紙おむつ	乳幼児、高齢者
生理用品	妊産婦
ベッド	乳幼児、妊産婦、高齢者、肢体不自由児者、内部障がいのある人
パーティション	乳幼児、妊産婦、高齢者、発達障がいのある人、精神障がいのある人、知的障がいのある人、認知症患者
車いす	高齢者、肢体不自由児者
歩行器・歩行補助杖	高齢者、肢体不自由児者
簡易スロープ	高齢者、肢体不自由児者、視覚障がいのある人
洋式トイレ（ポータブルタイプ含）	高齢者、肢体不自由児者
老眼鏡・拡大鏡	高齢者、視覚障がいのある人
点字器	視覚障がいのある人
補聴器	聴覚障がいのある人
筆談具（メモ用紙、筆記具）	聴覚・言語障がいのある人
掲示板、ホワイトボード	聴覚・言語障がいのある人
消毒薬	乳児、内部障がいのある人
ストーマ用装具	内部障がいのある人
気管孔エプロン	内部障がいのある人

4.2 支援人材の確保

町は、要支援者の避難生活を応援するために必要となる専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図ります。

ボランティアについては、専門的技能を持った人を確保できるよう、町社会福祉協議会と連携してボランティア登録の促進を図るとともに、NPO団体や支援団体からの派遣協力を得られるよう、平時から連携体制を強化していきます。

【必要な専門人材の例】

分類	種類
①高齢者，身体障害者	ホームヘルパー，看護師，保健師，介護福祉士，介護支援専門員，社会福祉士，精神保健福祉士，理学療法士，作業療法士など
②視覚障害者	ガイドヘルパー，点訳など
③聴覚障害者	手話通訳，要約筆記など
④内部障害者	看護師，准看護師など
⑤精神障害者，知的障害者	精神保健福祉士，保健師など
⑥妊産婦	助産師，保健師など
⑦乳幼児等	保育士，保健師など
⑧外国人	通訳ボランティア，翻訳ボランティアなど
⑨メンタルヘルス	精神保健福祉ボランティア，心理カウンセラーなど
⑩その他	歩行訓練士，義肢装具士，福祉機器の専門家など

4.3 移送手段の確保

要支援者の自宅から指定福祉避難所への避難，一般避難所から指定福祉避難所への移動，あるいは緊急に入所施設等に移送する場合は，原則として，本人及びその家族が，自主防災組織，民生委員，児童委員，支援団体，地方自治体職員等による支援を得て行うこととなります。

これらが困難な場合に備えて，町は，要支援者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう，福祉避難所の管理者と協議し，移送手段の確保策を検討するとともに，福祉車両，救急車両，一般車両の移送手段の調達先を把握しておきます。

なお，町の避難行動要支援者名簿について，「支援者」や「避難方法」，「避難先」や「避難経路」をしっかりと記入し，一人ひとりの要支援者に対し，複数の避難支援者を定める等，具体的なプランを作成しておくことが重要となりますので，避難行動要支援者名簿の作成に当たっては，町民（要支援者を含む。）の協力が必要です。

5 社会福祉施設、医療機関等との連携

5.1 指定福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

指定福祉避難所は、医療機関への入院や福祉施設に入所するに至らない心身等の程度の方が対象となりますので、専門的なケアを要する障害者、難病患者、人工透析患者、傷病者、高齢者等については、医療機関や専門福祉施設への緊急入院・入所等の対応を行う必要があります。

町は、専門的人材の確保や器材の調達、緊急入院・入所等に関して、医療機関や社会福祉施設等の協力が必要となることから、様々な機会を通じて、平時から連携を図るよう努めます。

5.2 緊急入所等への対応

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要があります。このため、町は、緊急入所等が可能な施設を把握し、整理します。

また、社会福祉施設と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所について協定を締結するなどの連携を図りますが、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要があることから、平時から医療機関及び関係団体との連携を図ります。

6 指定福祉避難所の運営体制の事前整備

6.1 災害時要配慮者支援班の事前設置等

町は、災害時に指定福祉避難所の速やかな開設・運営を行うことができるよう、災害時要配慮者支援班として福祉班を設置します。福祉班長は町社会福祉課長とし、指定福祉避難所に関する責任者となるほか、あらかじめ指定福祉避難所の運営職員を指名し、施設管理者と連携して施設の運営・管理を行います。

また、避難が長期間になるような場合には、一般避難所を運営する避難所運営委員会に、地域住民及び避難者の中にいる有資格者や専門家（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、ヘルパー、民生委員・児童委員等）から構成される要配慮者支援班を設置し、一般避難所で生活が可能な要配慮者へ支援を行うとともに、専門的な支援が必要な要支援者が一般避難所へ避難してきた場合は、福祉避難所と連携して対応します。

6.2 指定福祉避難所の運営体制の事前整備

避難後の避難生活においては、感染症対策や熱中症対策などの保健、医療的な対応の重要性の高まりを踏まえ、保健、医療的な質の確保に向けた対応をするとともに、視覚や聴覚機能等に障害がある人への情報保障や知的障害や発達障害がある人へのコミュニ

ケーション支援，ピア・サポートの観点からの配慮など避難者の状況に応じた福祉的な面での質の確保も図ります。

指定福祉避難所については，設備，体制の整った社会福祉施設等を想定しているため，当該施設の体制を基本にすることとし，市町村は指定福祉避難所担当職員の配置，専門的人材やボランティアの確保・配置を行うことにより，その体制の充実を図るために，平時から関係機関との連携強化を図ります。

7 指定福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成，訓練の実施

7.1 設置・運営マニュアルの作成，訓練等の実施

町は，職員，自主防災組織，地域住民，要配慮者及びその家族，社会福祉施設等，幅広い関係者が参加し，学ぶ機会を設けるため，要配慮者支援対策に関する研修会，勉強会を開催します。

まち歩きや防災点検など地区防災計画策定ワークショップや地区との共同防災訓練を通して，地域における要配慮者支援のあり方などについて検討する機会を設けます。

また，指定福祉避難所の設置・運営マニュアルを作成し，指定福祉避難所訓練や点検により定期的に見直しを行います。

7.2 指定福祉避難所のルール等の普及啓発

町は，災害時において円滑に指定福祉避難所が設置・運営できるよう，平時から要配慮者本人やその家族，支援者，福祉・保健・医療関係者，自主防災組織等に，要配慮者対策や防災対策，指定福祉避難所の目的やルール等の普及啓発に努めます。

要配慮者の避難誘導，避難生活に際しては，要配慮者に対する一般の被災者の理解と協力が不可欠であることから，あらゆる機会を通じて，学習や交流の場を設けます。

また，指定福祉避難所に一般の被災者が避難してくることをないように，平時から自主防災組織や指定福祉避難所の訓練等を通じ，一般の被災者の避難先と要配慮者の避難先が違うことへの地域住民等の理解を促進します。

第2章 災害時における取組み

1 指定福祉避難所の開設

1.1 指定福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ

町は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、高齢者等避難が発令された場合、または、一般の避難所に避難してきた者等で指定福祉避難所の受入対象者がおり、指定福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、指定福祉避難所を開設し、福祉班及び町社会福祉協議会に連絡し協力を要請します。

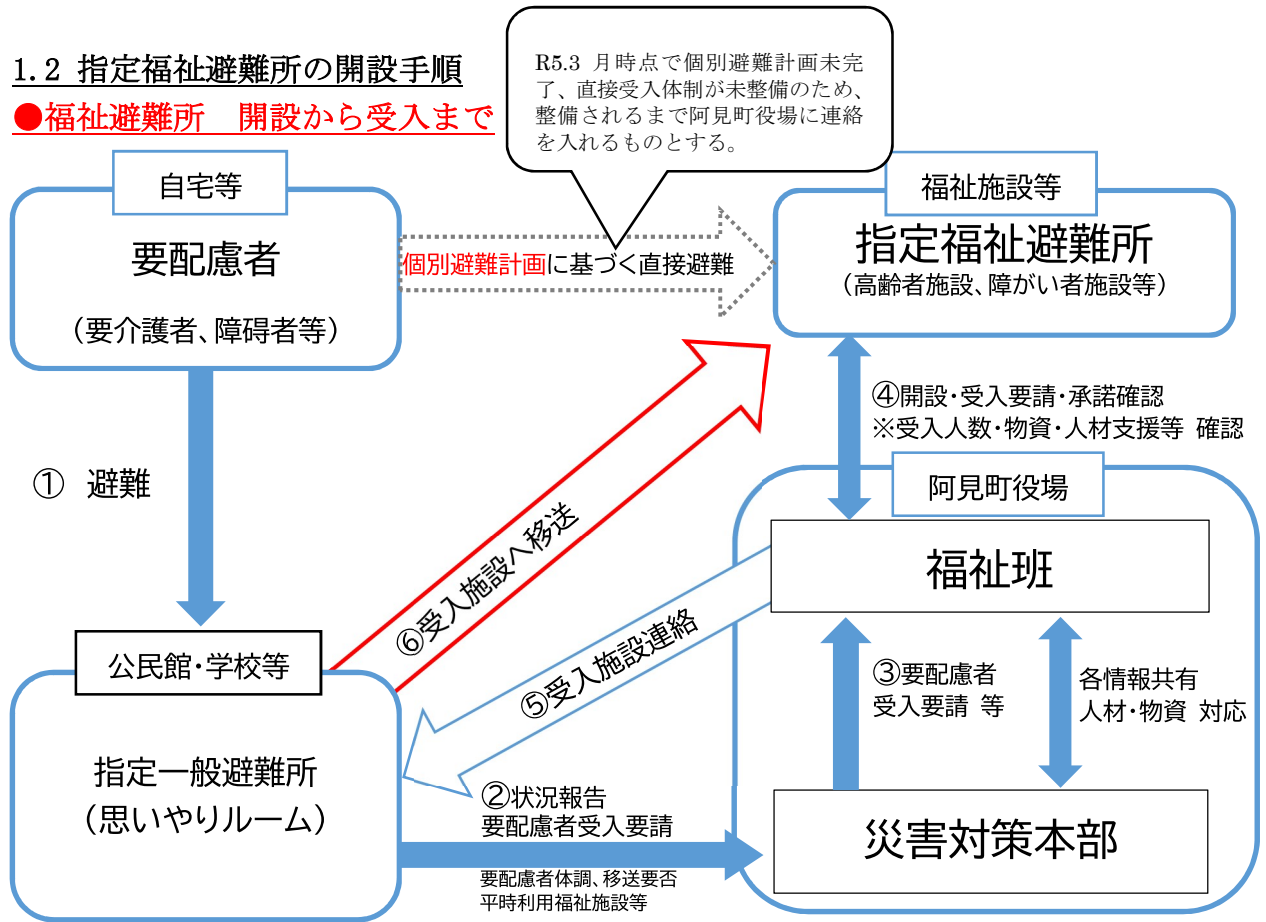
町は、指定福祉避難所を開設する場合には、施設管理者とともに施設の安全性を確認し、連携して指定福祉避難所の運営に当たります。

指定福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知し、受入体制が整い次第、指定福祉避難所の受入対象者を受け入れます。

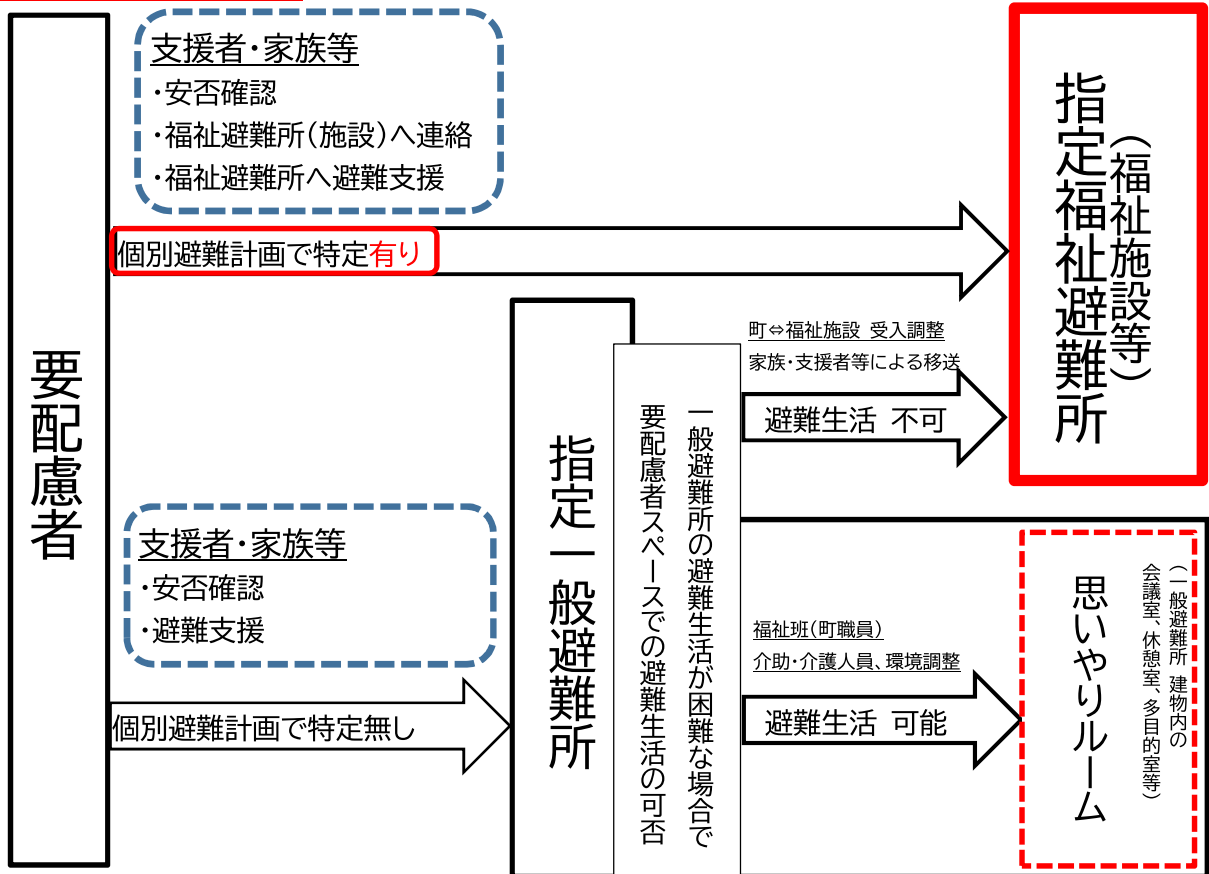
指定福祉避難所には、生活相談員等を配置するとともに、備蓄や調達により電気や水を早急に確保します。また、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、(段ボール) ベッド、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保します。

1.2 指定福祉避難所の開設手順

●福祉避難所 開設から受入まで



●要配慮者避難フロー



1.3 指定福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の福祉避難所の開設期間は、原則として災害の発生の日から最大限7日以内です。しかし、町内全域が被害を受けたような大規模な災害の場合で、やむを得ず7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、必要最小限の期間を延長します。

2 指定福祉避難所の運営体制の整備

2.1 指定福祉避難所担当職員の派遣

指定福祉避難所の設置及び管理に関しては、市町村と施設管理者が連携して実施することになりますが、福祉避難所を開設したときは、必要に応じて福祉避難所の運営職員（福祉班）を派遣します。当面は24時間対応が必要な場合も考えられるため、交代要員が必要となります。自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、福祉避難所に従事する者の確保に努めます。

2.2 指定福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

民間施設の福祉避難所については、施設管理者に指定福祉避難所の管理運営等を委託することになりますが、町は当該施設の入居者の処遇に支障を生じたり、施設の運営体制を阻害したりすることのないよう、必要な支援を行います。

また、事前に把握している有資格者や専門家等の情報から、また、災害協定締結団体・事業者及び他の地方公共団体への職員派遣要請により、有資格者を確保し、指定福祉避難所へ専門的な人材やボランティアの配置を行います。

大規模災害時に、スペースや支援物資等が限られた状況においては、避難者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視することは困難となることから、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応することも必要となる場合もあります。そのため、指定福祉避難所の運営職員は、平時から要支援者への確実な情報伝達方法や物資の提供等の実施方法について確認をしておくこととします。

(5) 災害ボランティアの受け入れ

- ① 町災害対策本部長は、福祉避難所の運営状況にあたって人員の不足等が見込まれる場合は、町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請します。
- ② 町災害対策本部事務局は、災害ボランティアセンターへの要請、また、災害ボランティアセンターから派遣されるボランティアについて福祉避難所に連絡し、情報を共有します。
- ③ ボランティア協力の申し出が、福祉避難所に直接あった場合は、災害ボランティアセンターで登録手続を行い、保険に加入した後に活動することとします。

- ④ 福祉避難所における従事者は、災害ボランティアセンターから派遣されたボランティアに対して仕事内容を説明し、福祉避難所運営にあたらせることとします。
- ⑤ ボランティアの仕事は、福祉避難所における要支援者の生活支援に関する次の内容とします。

【災害ボランティアの種類と仕事の内容】

- ・ 専門ボランティア（20P：必要な専門人材の例を参照）
看護師、作業療法士、理学療法士、外国語の通訳、弁護士、行政書士など特定の専門知識・技術を活かして協力
- ・ 一般ボランティア
要支援者の介護・看護活動の補助、清掃及び防疫活動への応援、災害応急対策物資・資機材の輸送及び配分活動への協力、手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力、その他危険を伴わない軽易な作業への協力

3 指定福祉避難所における要配慮者への支援

3.1 指定福祉避難所の避難者名簿の作成・管理

- ① 指定福祉避難所では、指定福祉避難所で受け入れた要支援者の名簿（様式1）を作成し、随時更新します。なお、要支援者の名簿作成にあたっては、個別に健康相談票（様式2）に基づき聞き取りを行うものとします。
- ② 要支援者が退所するときは、可能な限り転出先を確認して記録します。
- ③ 入居者の名簿の整理及び集計を行い、指定福祉避難所状況報告書（様式3）を作成し、毎日、町災害対策本部へ報告します。

3.2 指定福祉避難所における支援の提供

3.2.1 必要な物資の確保と提供

- ① 要支援者への食料・水・生活用品等の物資の提供は、公平性の確保に最大限配慮して行います。
- ② 食料・水・生活用品等が不足する場合には、必要な数量を的確に把握し、物資等要請書（様式4）により町災害対策本部へ要請します。
- ③ 特別なニーズがある人には、個別に対処するように努めます。

3.2.2 物資の管理

- ① 要請した物資が搬送されたときには、物資等要請書（様式4）により品目、個数を確認して受け取り、物資保管場所へ分類して保管します。
- ② 搬送された物資については、物資管理簿（様式5）により管理します。

3.2.3 トイレに関する対応

- ① 指定福祉避難所における従事者は、町災害対策本部と連携し、要支援者に配慮したトイレの確保に努めます。施設内のトイレが使用できない場合は、必要に応じて要支援者に配慮した簡易トイレや仮設トイレ等の設置により対応します。
- ② トイレ使用についての注意事項を指定福祉避難所内トイレ及び仮設トイレ等へ掲示し、避難所への周知徹底を図ります。
- ③ 施設内トイレ・仮設トイレ等の清掃、手洗い消毒液の交換など、衛生管理は毎日行いますが、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。
- ④ 仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請します。

3.2.4 ごみに関する対応

- ① 指定福祉避難所における従事者は、施設管理者と協議のうえ、屋外の直射日光が当たらない適切な場所をごみの集積所として指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図ります。
- ② ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。

3.2.5 防疫に関する対応

- ① 指定福祉避難所における従事者は、食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、要支援者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。
- ② 手洗いを励行し、手洗い所には消毒液を配置します。
- ③ 飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努めます。
- ④ 風呂が使用できる場合、その利用について周知します。
- ⑤ 洗濯が可能な場合、洗濯場や洗濯物干し場を施設管理者と協議し指定します。
- ⑥ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

3.2.6 避難施設内の清掃・整理整頓

要支援者や家族等に対して、身の回りの清掃・整理整頓を周知するとともに、福祉避難所内の共有スペースなどの清掃についても、手伝える人がいれば協力を依頼します。

3.2.7 電話の問い合わせや避難者の呼出し

- ① 外部からの要支援者や家族への電話連絡の対応については、他の要支援者への迷惑を最小限におさえるために館内放送による呼出しは行わず、避難者名簿と照合して本人に電話があった旨を伝え、折り返し連絡をとる方法を原則とします。
- ② 指定福祉避難所内の電話は受信専用とし、要支援者や家族等からの発信用電話は、

特設公衆電話や個人の携帯電話とします。携帯電話の利用にあたっては、他の要支援者に迷惑がかからないよう適切な場所で利用するよう周知します。

3.2.8 生活情報の提供

① 町災害対策本部等から入手した情報について、掲示板などを活用し情報を提供します。

【避難者が必要とする情報の例】

- ▽被害・安否情報 ▽医療・救護情報 ▽余震・天候情報
- ▽生活物資情報 ▽生活再建情報
- ▽ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ▽長期受入れ施設に関する情報

【情報の収集方法】

- ▽町災害対策本部からの情報
- ▽テレビ・ラジオ・新聞などからの情報

【情報の周知】

- ▽収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等、あらゆる手段を用いて提供します。
- ▽不要となった情報も記録・整理して保管しておきます。

3.2.9 福祉サービスの提供

要支援者が、被災前に有していた自立する能力を損なわないようにするため、必要な福祉サービスをできる限り提供できるように、福祉サービス事業者等と連携を図ります。

3.2.10 相談窓口の設置

要支援者特有の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置します。相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行います。

3.2.11 その他支援の具体例

【高齢者への支援例】

- ・ 高齢者は、避難生活で活動力が低下し寝たきり状態になりやすいので、要支援者の健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所の確保に努めます。
- ・ 認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定に努めます。
- ・ トイレに近いスペースに避難スペースを設け、おむつをしている人のためには、おむつ交換の場所の確保に努めます。

【視覚障害者への支援例】

- ・ 避難所のトイレや配給場所，状況の変化などを適切に伝えます。
- ・ 情報伝達は，福祉避難所における従事者が，適宜口頭で伝えます。

【聴覚障害者への支援例】

- ・ 情報伝達は，福祉避難所における従事者が，適宜紙に書いて知らせます。
- ・ 掲示板等を使用し，場所や使用方法，状況の変化，最新の情報を適切に伝えます。
- ・ 町災害対策本部は，手話通訳者等の確保に努めます。

【肢体不自由者への支援例】

- ・ 車いすが通れる幅を確保します。

【内部障害者への支援例】

- ・ 医療機材の交換や消毒のため，清潔な治療スペースを設けます。
- ・ 医療機関等の協力により巡回診療を行います。

【知的障害者，精神障害者への支援例】

- ・ 環境の変化を理解できず気持ちが混乱したり，精神的に不安定になったりする場合があるので，気持ちを落ち着かせるよう家族と一緒に生活できるように配慮します。

【乳幼児への支援例】

- ・ 退行現象，夜泣き，不眠等の症状に留意し，精神的安定を図れるよう配慮します。
- ・ 乳児に対して，ミルクの湯，哺乳瓶の清潔，沐浴の手立ての確保等に留意します。

3.3 緊急入所等の実施

指定福祉避難所での避難生活が困難な要支援者については，緊急入所，緊急ショートステイ等により適切に対応する必要があるため，町の災害対策本部に状況を提供し，連携を図ります。

また，要支援者の症状が急変するなど，医療処置や治療が必要になった場合は，救急車両等により医療機関に移送します。

4 指定福祉避難所の解消

4.1 指定福祉避難所の統廃合，解消

- ① 町は，指定福祉避難所の利用が長期化し，指定福祉避難所の要支援者が少数となった場合は，指定福祉避難所の統廃合を図ります。
- ② 指定福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため，要支援者及びその家族に十分に説明します。
- ③ 要支援者が退所し，指定福祉避難所としての目的を達成したときは，町災害対策本部長は指定福祉避難所の閉鎖を決定します。その際，町は，施設における必要な原状回復について施設管理者と協議します。

第3章 協定等による福祉避難所等の活用

1 協定等による福祉避難所等の活用

1.1 協定等による福祉避難所の活用

広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれます。

要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、協定等による福祉避難所を設定することも考えられます。

老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等であって、指定避難所として指定していないが、市町村が一定の施設、設備、体制等の整った施設として、事前の協定等により福祉避難所として確保している施設。

障害の程度や医療的ケア等により、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者を避難させることを想定。

協定等による福祉避難所の運用等に当たっては、指定福祉避難所を参考にします。

1.2 一般の避難所内における要配慮者スペースの設置

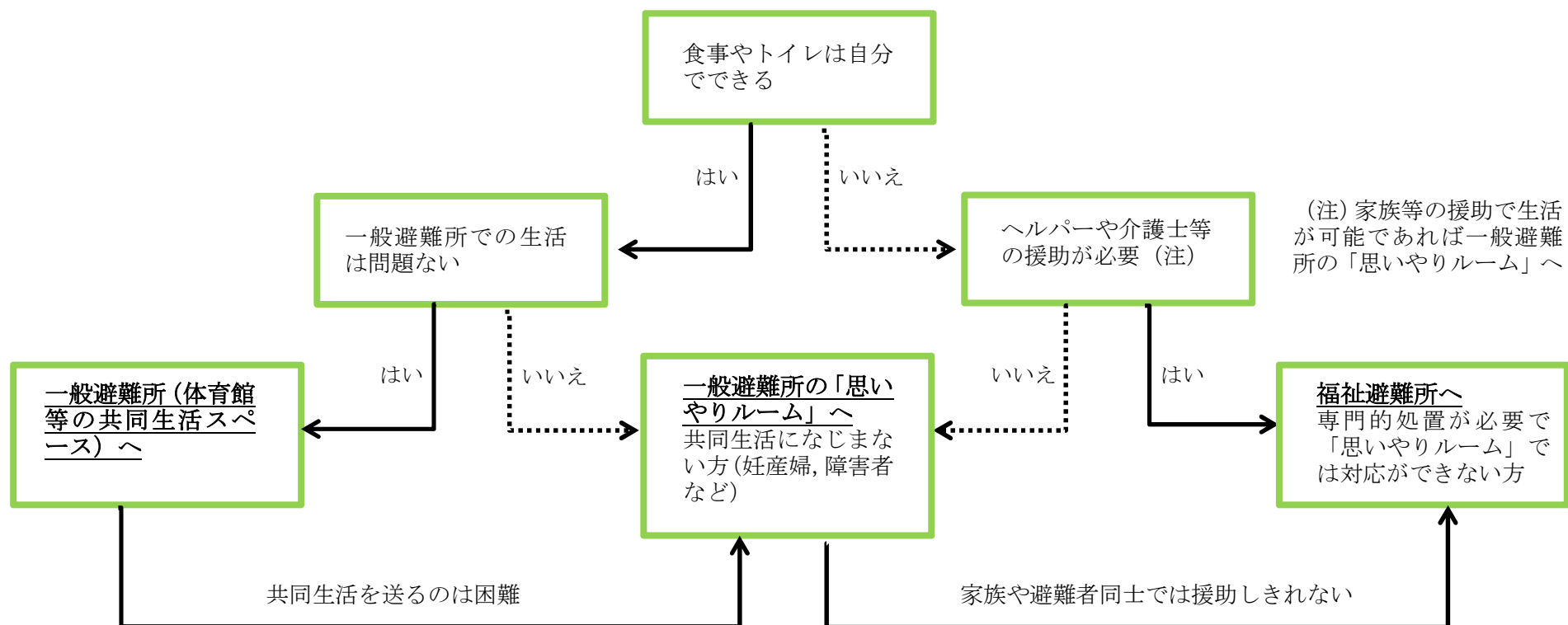
市町村は、一般の避難所の避難所運営組織の中に、地域住民、有資格者や専門家等（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域福祉推進委員等）から構成される要配慮者班を設置することとし、事前に要配慮者班を設置するよう自主防災組織等に対して指導します。

一般の避難所における要配慮者対応については、各避難所に要配慮者班を設け、避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施することになります。

市町村は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所内に要配慮者のためのスペース（思いやりルーム）を設置するよう努めます。

【要配慮者トリアージ】 ◆福祉避難所への受入判断基準◆

◎一般避難所の運営職員が対象者の状況を以下の表により判断する。



◎思いやりルームとは

- ・専門的なケアの必要はないが、体育館等の共同スペースでは生活が困難、あるいは見守りなどの配慮が必要な要配慮者向けの一般避難所での福祉避難室をいう。
- ・学校施設においては、教室等の個室を想定している。

(様式 1)

福祉避難所 要支援者名簿

福祉避難所名 (_____)

No.	入所日	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	症状等	常備薬	付添 有 無	退所日	転出先
1			男 女								
2			男 女								
3			男 女								
4			男 女								
5			男 女								
6			男 女								
7			男 女								
8			男 女								
9			男 女								
10			男 女								

※福祉避難所で受け入れた要支援者を記入してください。

(様式2)

健康相談票 (共通様式) 初回・() 回		方法		対象者		担当者 (自治体名)			
		・面接・訪問 ・電話 ・その他 ()		乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他 ()		相談日 年 月 日 時間 場所			
保管先									
基本的な状況	氏名 (フリガナ)			性別 男・女	生年月日 M・T・S・H 年 月 日		年齢 歳		
	被災前住所			連絡先		避難場所 自宅 自宅外：車・テント・避難所 (避難所名：)			
	①現住所			連絡先					
	②新住所			連絡先		家族状況 独居 ・ 高齢者独居 高齢者のみ世帯 家族問題あり ()			
	情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先					制度の利用状況 ・介護保険 (介護度) ・身体障害者手帳 (級) ・療育手帳 (級) ・精神保健福祉手帳 (級) ・その他 ()			
	被災の状況								
	家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因 (恐怖など) その他 ()								
身体的・精神的な状況	既往歴 高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、 その他 ()		現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、糖 尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ()		内服薬 なし・あり (中断・継続) 内服薬名 ()				
			医療器材・器具 在宅酸素・人工透析 その他 ()		食事制限 なし あり 内容 () 水分 ()		医療機関名 被災前： 被災後： 血圧測定値 最高血圧： 最低血圧：		
現在の状態 (自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)					具体的自覚症状 (参考) ①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他				
日常生活の状況		食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
	自立								
	一部介助								
	全介助								
	備考 必要器具など								
個別相談活動	相談内容				支援内容				
					今後の支援方針 解決 継続				

(様式 3)

福祉避難所状況報告書 (第 報)

報告日時： 年 月 日 時 分

福祉避難所名称	
報告者	
避難者数 (要配慮者)	・ 月 日 (曜日) 時 分現在 ・ 男 人 ・ 女 人 【合計 人】
対応者数 (職員等従事者)	・ 町職員 人 ・ 施設職員 人 ・ 相談員 人 ・ ヘルパー 人 ・ 家族 人 ・ その他 人
施設の状況	建物被害： あり ・ なし ・ 未確認 ライフライン：断水 ・ 停電 ・ 電話不通 ・ ガス停止 その他：()
その他必要な 報告事項	

(様式5)

物資等要請書

報告日時： 年 月 日 時 分

福祉避難所名	
責任者氏名	

●必要な物資等 (品目, 個数)

品目	規格	数量	備考

●災害対策本部受付

受信日時	年 月 日 (曜日) 時 分
処理者	
処理日	年 月 日 (曜日) 時 分
処理内容	

●福祉避難所確認欄

到着確認日時	年 月 日 (曜日) 時 分
確認者	
処理内容	

